

第4・5学年学生

専攻科生 諸君

学生主事

## 日本学生支援機構給付奨学生在学採用(2024年度 二次採用) 及び高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免について

このことについて、申請を希望する学生は、**下記ホームページ及び別紙で自らが対象となるかを確認**の上、学生課学生係で申請書類を受け取り、手続きを済ませること。

**夏季休業期間中**は(gakusei@jimmu.nara-k.ac.jp)へメールにて申請書類を希望する事で申請書類を自宅に郵送いたします。

給付奨学生として採用された場合、令和6年10月分より奨学金が毎月支給され、給付終了後に返還する必要はありません(ただし、著しい学力不振や**懲戒処分を除く**)。なお、高等教育の修学支援新制度の授業料等減免を受けることができます。

すでに奨学生である場合は、新たな申請は不要です。

### 記

- ・申請書類配付期間: **令和6年7月16日(火) ~ 10月2日(水)**
- ・学生係へ「給付奨学金確認書」等の提出期限: **令和6年10月4日(金)**
- ※申請書類配付期間後でも対応しますので、学生課学生係へ連絡ください。

○制度の詳細は次のホームページを確認してください。

・給付奨学金制度について(日本学生支援機構ホームページ)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>



・高等教育の修学支援新制度について(文部科学省ホームページ)

<https://www.mext.go.jp/kyufu/>



以上

## 認定要件

(1) 4, 5年生及び専攻科生

(2) 国籍・在留資格等に関する要件

日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(3) 進学するまでの期間等に関する要件

- ・ 4年次編入学生は、高等学校等（高専3年次修了含む）を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、高専に編入学した日までの期間が2年を経過していない者等
- ・ 高等専門学校を卒業し、それから1年未満の間に、認定専攻科へ入学した者

(4) 学業成績等に関する基準

○4年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

- ・ 高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ・ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

○5年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

- ・ 前学年までの在学中中のGPA等が、在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること
- ・ 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

(5) 家計の経済状況に関する基準

○支給算定基準額【算式】＝市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	支給算定基準額	年収目安（4人家族の場合） （生計維持者が2人の場合）	修学支援新制度による 授業料減免額
第Ⅰ区分	市町村民税の所得割が非課税	295万円	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	395万円	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	461万円	第Ⅰ区分の減免額の1/3
第Ⅳ区分	51,300円以上～154,500円未満	698万円	第Ⅰ区分の減免額の1/4

※申請前に家計の状況が収入基準に該当するか、「進学シミュレーター」から、ご確認ください。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない